



ファミリーサポートセンター事業について

前月号では小学校入学後の児童に対して行われる学童保育施設の学童クラブや、児童に遊びの場を提供する児童館をご紹介しました。

今回は、乳幼児や小学生等の子育中の労働者主婦等を会員として、その会員の子ども達を預かる等の援助をしてもらえる方々との連絡・調整を行う事業である『ファミリーサポートセンター事業』の情報をお知らせします。

■ファミリーサポートセンターとは？

ファミリーサポートセンターは、地域において育児や介護の援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。各地域のセンターは、依頼会員のニーズにあった提供会員を紹介し、条件にあった子育て支援ができるよう、会員相互の育児支援をサポートします。援助を受けたい人(依頼会員)、援助を行いたい人(援助会員)は、センターに申し込むことによって会員になります。特別な資格などは必要ありません。また、援助を受けることと行うことの両方を希望する場合には、両方会員になることもできます。

ファミリーサポートセンターの設立は市区町村が行っています。センターでは、センターの円滑な運営、事務処理や相互援助活動の円滑化を図るため、職員(アドバイザー)を配置しています。アドバイザーは、センターの行う事業の実施、相互援助活動のあっせん相談や調整、事務処理等を行います。

また、平成 21 年度からは病児・病後児預かり、早朝・夜間等の緊急預かり事業も行っていますが、対応可能なセンターは数が少なく、設置できていない府県もあります。

■援助内容(育児の場合)

- 保育園、幼稚園の登園前の預かり及び送り。
- 保育園、幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり。
- 学校の放課後、学童保育の迎え及び帰宅後の預かり。
- 学校の夏休みなどに子どもを預かる。
- 習い事の送迎及び預かり。
- 保護者が病気、ケガ、入院のために一時的に子どもの世話ができないとき。
- 産前産後の妊産婦で、子どもの世話ができないとき。
- 病院などの通院に子どもを連れていけないとき。
- 冠婚葬祭などで子どもの世話ができないとき。
- 学校行事、研修、講演会などで子どもを連れて行けないとき。
- 保護者の仕事で子どもの世話ができないとき。

■利用方法

1.入会(登録)手続き

お住まいの市区町村役所の子育て支援課、子ども課、児童福祉課等の子育てを担当する窓口へ電話をし、入会したい(利用したい)旨を申し出ていただき、入会(登録)手続き方法を確認してください。
※市区町村によって多少手続き方法は異なりますが、入会(登録)時には打合せ・面接が行われるとともに利用方法の説明を受けます。入会(登録)に必要なものは、写真・印鑑・身分証明書等です。



2.利用申込(予約)

利用したい日時、内容をセンターへ連絡し、申込み(予約)を行います。



3.ペアリング(調整)

センターのアドバイザーが依頼会員からの利用申込の内容をふまえ、援助会員へ依頼を行います。ペアリング(調整)が出来ましたら、依頼会員へ連絡を行います。



4.援助活動

援助会員は安全に気を配り、援助活動を実施します。援助活動が終了したら、援助会員は活動報告を行い(書面の場合もあり)時間の計算を行い報酬を計算します。



5.精算

依頼会員は援助会員からの報告を確認し、報酬を支払います。報酬(利用料金)の支払いは依頼会員と援助会員の間で直接行います。

■利用料金

利用料金は市区町村にて独自に設定をしていますので全国一律ではありませんが、料金の設定方法は、概ね平日通常時間帯(7:00~20:00位)と早朝・夜間時間帯(通常時間帯以外)ならびに土日祝に分けて料金設定をしています。

1時間あたりの利用料金は上記時間帯別に600円から1000円程度で設定されています。

【参考】下野市の場合

□問い合わせ先：下野市ファミリーサポートセンター

電話番号 0285-44-1176

所在地 下野市小金井789(ゆうゆう館内)

| | | |
|-------|-----------------------|------------|
| □利用料金 | 月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで | 1時間あたり700円 |
| | 土日祝及び年末年始ならびに上記以外の時間帯 | 1時間あたり800円 |
| | 交通費 | 1回あたり200円 |
| | 食事(ミルクを含む)の提供があった場合 | 実費 |



■各地域のファミリーサポートセンター(育児)の検索方法

下記の(財)女性労働協会のホームページ(URL)を開くと、各都道府県ならびに地区町村のファミリーサポートセンターを検索できます。 <http://www.jaaww.or.jp/research/?category=1>

※平成 21 年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりなどの事業を行っており、自治医大卒業生女性医師支援NEWS Vol1～Vol4 でも既にお知らせをしていますが、同様に(財)女性労働協会のホームページにて各地域の「病児・緊急預かり対応センター」を検索することが出来ます。 <http://www.jaaww.or.jp/research/?category=3>



※育児に関するご相談や、業務の都合等で、業務時間中に市区町村への問い合わせが出来ない場合は下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】 株式会社日本デイケアセンター
東京都千代田区猿樂町 2-2-3
TEL 03-3293-1581(代)

自治医大卒業生女性医師支援専用アドレス : ikuji-sodan@nihon-daycare-center.co.jp

今年度にお届けするNEWSは今回が最終号です。

今年度は行政・各自治体が行っている子育て支援サービスに関する情報をお届けしました。

来年度も引き続き育児に関する様々な情報をお届けし、育児をされている先生方の育児支援をさせていただく予定です。